

## 基準8

## 将軍塚工業団地還元地

- 1 申請地は、高崎工業団地造成組合より将軍塚工業団地還元地内である旨の証明が得られる土地であること。
- 2 予定建築物の用途は、一般住宅、長屋建住宅又は共同住宅とすること。
- 3 一区画の有効宅地面積は $150\text{ m}^2$ 以上であること。
- 4 予定建築物の高さは $10\text{ m}$ 以下であること。